

ガス事故の取り扱いについて

報告規則第4条第1項の表	1. 人身事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【死亡】				
1号	ガス工作物(ガス栓を除く)の欠陥、損傷、破壊による物	○	○	経済産業大臣/ 産業保安監督部長
1号	ガス工作物の操作によるもの	○	○	
2号	工事中のガス工作物の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	
2号	工事中のガス工作物の操作によるもの	○	○	
15号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によるもの	●	●	産業保安監督部長
17号	消費機器又はガス栓の使用に伴うもの	●	●	
【負傷、中毒、酸素欠乏症】				
5号	ガス工作物の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	産業保安監督部長
5号	ガス工作物の操作によるもの	○	○	
6号	工事中のガス工作物の欠陥、損傷、破壊によるもの	○	○	
6号	工事中のガス工作物の操作によるもの	○	○	
15号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によるもの	●	●	
17号	消費機器又はガス栓の使用に伴うもの	●	●	
【負傷】				
16号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	産業保安監督部長
19号	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	
報告規則第4条第1項の表	2. 物損事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【主要なガス工作物の損壊事故】				
9号	最高使用圧力が高圧又は中圧のもの(10号に掲げるものを除く)	○	○	産業保安監督部長
10号	最高使用圧力が高圧又は中圧のもの(製造所に設置されたものに限り)	-	○	
11号	最高使用圧力が低圧のもの	-	○	
【物損事故】				
16号	ガス栓の欠陥、損傷、破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	産業保安監督部長
18号	消費機器から漏えいしたガスに引火によるもの(消費機器が損傷した事故であって、死亡、負傷の無いもの)	-	●	
19号	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火によるもの	●	●	

報告規則第4条第1項の表	3. 爆発、又は火災事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【爆発又は火災】				
12号	ガス工作物からのガス漏えいによるもの	○	○	産業保安監督部長
報告規則第4条第1項の表	4. 供給支障事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【供給支障】				
3号	供給支障戸数 500以上のもの	○	○	経済産業大臣/ 産業保安監督部長
7号	供給支障戸数 100以上500未満のもの	○	○	産業保安監督部長
報告規則第4条第1項の表	5. 製造支障事故	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【製造支障】				
4号	製造支障時間 24時間以上のもの	○	○	経済産業大臣/ 産業保安監督部長
8号	製造支障時間 10時間以上24時間未満のもの	○	○	産業保安監督部長
報告規則第4条第1項の表	6. 地震等の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたる事故(経済産業大臣が指定するもの)	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【自然災害等】				
13号	台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害、火災によるもの(損壊事故、製造支障事故、供給支障事故)	◆	◆	経済産業大臣/ 産業保安監督部長
報告規則第4条第1項の表	7. 交通困難等を招来した事故(ガス工作物の損壊等による)	報告期限		報告先
		速報	詳報	
【交通困難】				
14号	一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故(ガス工作物の欠陥、損壊、破壊によるもの又はガス工作物を操作することによるもの)	—	○	産業保安監督部長

速報	○事故が発生した時から24時間以内可能な限り速やかに
	●事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに
	◆経済産業大臣が指定する期限
詳報	○事故が発生した日から起算して30日以内
	●事故の発生を知った日から起算して30日以内
	◆経済産業大臣が指定する期限

事故報告の運用(R5.3.31付け20230222商局第2号)抜粋

1. 人身事故

- ・死亡とは、事故発生から5日(120時間)以内に死亡したもの
- ・負傷、中毒又は酸素欠乏症であって、医師の診断により加療をようすると認められるもの

2. 供給支障事故

以下の場合には供給支障事故として扱わない。

- ①保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ②マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合(圧力低下遮断を除く。)
- ③ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合(ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合(保安閉栓を除く。))を除く
- ④火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合
- ⑤感震自動遮断装置が適正に作動し供給を停止した場合
ただし、当該装置が作動するような地震時は社会の注目度も高く、供給停止戸数、復旧対策及び二次災害等のガス供給に係る情報を入手することは重要であることから、発生時の情報提供については、速やかに所管産業保安監督部に報告すること。
- ⑥緊急ガス遮断装置(ガス需要家又は建物所有者の資産に限る。)の操作権限を有する建物管理者等が当該装置を誤操作してガスの供給を停止した場合

3. 製造支障事故

以下の場合には製造支障事故として扱わない。

- ①ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ②ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合(ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合(保安閉栓を除く。))を除く。

4. 物損事故

(主要なガス工作物の損壊)

ガス工作物の損壊又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合をいう。

※高圧、低圧の主要な工作物の詳細は運用通達に記載

(消費機器)

ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(家庭用こんろ、風呂釜、瞬間湯沸器、ガストーブなど)及びそれらの附属装置(ゴム管、強化ガスホース、金属可とう管など)をいう。なお、消費機器の使用において、当該機器の加熱・故障(ガスの漏えいを伴わないものに限る。)による火災及び当該機器の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災に起因する事故は除く。

5. 爆発、又は火災事故

漏えいしたガスが引火爆発し、又はそのガスの発火原因により、建造物、車両、その他の工作部(ガス工作物を除く。)を損壊させたもの又は火災を起こしたもの。

6. 交通困難等を招来した事故

ガスによる火災の発生を防止するための通行規制により、①高速道路・国道・都道府県道において片側若しくは両側交通規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。

※自殺に伴う事故、故意に引き起こされた事故及びいたづらが原因である事故は、ガス事故には該当しない。